

フランス最新法令情報

対 EU 投資の審査

対 EU 直接投資審査制度に関する規則が、2020年10月11日に発効しました。

これにより、EU 加盟各国および EU 委員会は、EU 域内で実施が予定されている投資プロジェクトについて情報交換したり、メリットおよびリスクに関する分析を共有したりすることができるようになります。

投資が複数の加盟国の安全や公序を脅かす恐れがある場合、あるいは、ガリレオやホライズン 2020 に象徴される、EU 全体の利益につながるプロジェクトおよびプログラムに損害を与える恐れがある場合、欧州委員会は意見を表明することができるようになります、本措置を実施する上で、重大な役割を担うことになります。

なお、加盟各国は、外国企業による本国への投資に対する許可・不許可について決定権を有します。

オンライン運転免許切り替え

オンラインによる運転免許切り替えサービスは、欧州各国で発行された運転免許所持者を対象に2020年3月より開始されていましたが、2020年8月4日以降は、外国（欧州およびそれ以外の国・地域）で発給されたすべての運転免許所持者（国籍は問わない）も対

PROTOCOLE NATIONAL POUR ASSURER LA SANTÉ ET LA SÉCURITÉ DES SALARIÉS EN ENTREPRISE FACE À L'ÉPIDÉMIE DE COVID-19

Actualisé au 29 octobre 2020

COVID-19

PROTÉGEONS-NOUS LES UNS LES AUTRES



職場における衛生規定が改定されました

新型コロナウイルス感染症により公衆衛生状況が悪化したことをうけ、2020年10月29日付で、Covid-19 感染症から企業の従業員の健康と安全を守る全国規定が改訂されました。主な変更点は以下の通りです。

1) テレワークについて

テレワークの実施が可能な職種については、テレワーク方式による勤務を原則実施するものとします。

遠隔で業務を行うことが可能な従業員のテレワーク実労働時間が100%に引き上げられました。一方、遠隔で業務を行うことができない職種においては、労務管理を徹底し、通勤頻度を減らし、従業員の入社・退社時刻を分散することでラッシュアワーの混雑を避け、勤務時間を調整することにより、職場における密集状況の緩和に努めます。

雇用主は、組織・従業員の一体感の維持、および、テレワーク従業員の孤立化リスクに留意しつつ、労使対話を通じて職場に適用される規

象となりました。運転免許切り替え申請および必要書類等の提出は下記サイトでいきます。

<https://permisdeconduire.ants.gouv.fr/>

これにより、フランスに赴任する日本人も、スピーディーに免許切替え手続きを行うことが期待されます。

なお、日本人の場合、滞在許可証の発給日(もしくは移民局 OFII により長期滞在ビザ兼滞在資格がアクティベーションされた日付)から一年以内に切り替え申請を行わなくてはなりません。

則を定めます。

2) 衛生対策とソーシャルディスタンスの確保について

雇用主は定期的に衛生規則(握手をしない、手洗いをを行うなどの一連の感染防止行為)およびソーシャルディスタンス確保の徹底順守を呼びかけます。

同時に、コロナ接触者追跡アプリである「TousAntiCovid」を周知させ、勤務中にアプリを常時起動させておくことの重要性についても説明します。

雇用主はまた、最低1メートルのソーシャルディスタンスの確保に努め、従業員・クライアントの混雑および行き来、並びに、密集を制限します。会議および打合せは、原則、電話・ビデオ会議で行うものとします。

雇用主は、一定数以上の従業員が、同時に、同一空間に入らないように定員を定め、それを掲示することにより、ソーシャルディスタンス規則(全方向で1メートルの距離が確保できる、一人あたり4m²の空間の確保)の遵守を図ります。

受付、オープンスペースなどに、従業員同士、または、従業員および顧客/サービス業者を分離するアクリル板などのパーテーションを適宜設置します。

3) マスクの着用について

閉鎖された共用空間においては、鼻、口、あごを同時に覆う汎用マスクの着用が義務付けられています。

個々の従業員に**専用の執務室**が割り当てられている場合、執務室内で一人のときは、マスクの着用は不要です。

換気空調システムが規則通りに作動し、作業員の人数が制限されており、フェイスシールドを着用した作業員らが、移動中を含め、ソーシャルディスタンスを最大限に確保できている**作業場**においては、従業員のマスク着用義務はありません。

屋外で集合する場合または1メートル以上のソーシャルディスタンスを屋外で確保できない場合、マスクの着用が必要です。

乗用車については、全員がマスクを着用し、手の衛生が保たれ、定期的に乗用車の消毒清掃が行われている場合には、複数の従業員による同乗が可能です。

公衆を受け入れる場所においては、マスク着用が困難な障がい者などに適用される例外措置を除き、マスクの着用が義務付けられています。県知事は、地元の衛生状態を鑑み、必要と判断した場合は、マスクの着用を義務付けることができます。

フェイスシールドにおいては、マスクの代替とはならず、単独では予防措置とはなりません。しかしながら、マスクと併用することで、パーティションの設置が不可能な、不特定多数の人が密集する状況下においては、顔および目を飛沫感染から守る補助手段となります。フェイスシールドは適切な消毒液で一日に数回、洗浄する必要があります。

4) その他の警戒を強化すべき事項について

仕事道具の共有が避けられない場合は、少なくとも一日一回、且つ、シフトの交代ごとに、従業員が手に触れる物および接触箇所の定期消毒を行い、洗面所・トイレおよび宿泊設備を含む、雇用主の管轄下にあるすべての場所の定期的な消毒を実施する必要があります。

従業員と顧客のやりとりが必要な業務については、消毒および接触前後の手洗いに関する衛生規定を別途策定しなければなりません。

執務室および受付は、可能なかぎり定期的な換気（3時間ごとに15分）を実施し、換気システムを作動させ、**外気の取り込み**に努めます。

更衣室の使用は、衛生対策を遵守し、最低1メートルのソーシャルディスタンスを確保したうえで行います。ロッカーは個人使用とし、ウイルス殺菌効果のある薬品で毎日消毒を行います。

コーヒー自販機やタイムレコーダーなど**休憩したり立ち止まったりする場所**は、定期的に消毒を行い、予防策（特
に使用前後の手の清潔の維持）を掲示します。

従業員が密集する職場での**懇親イベントの開催**は停止となります。

施設入場者に検温を強制することはできません。熱っぽい感じがするときは出勤前に自ら検温し、常に、コロナウイルス感染症の罹患を疑わせる症状がないか、セルフチェックを怠らないことが重要です。

商店・商業施設における衛生規定が強化されました

マクロン大統領が外出制限措置を段階的に緩和することを決定し、2020年11月28日以降、バー及びレストランなどを除く店舗の営業が再開される見通しです。

店舗におけるソーシャルディスタンスは、職場の2倍の2メートルとし、一人あたり8m²の空間を確保することが義務付けられます。但し、家族、障がい者の付添人など、同一の社会単位を構成する者らは例外とします。

3密を避けるため、店舗側は様々な措置を講じる必要があります（抜粋）：

- 入口の見える場所に店舗内の収容人数を表示する
- マスクの着用が義務であること、営業時間・混雑ピーク時間帯などを表示する
- キャッシュレス決済の推奨
- 入口にアルコール消毒液を設置

- 店内の混雑緩和を目指し、入口から出口までのフロア誘導シールを整備し、店内の順路を表示する
- 売場面積が400m²以上の店舗については、入店カウンター等を設置し、ソーシャルディスタンスの確保を徹底させる（売場面積が400m²未満の店舗については、店舗側が入店者数を適宜制限します）
- 支払レジにアクリル板などを設置し飛沫防止に努める
- 試着ブースに入る前にアルコール消毒を徹底させる。試着済衣類を売場に戻す際には、少なくとも24時間別の場所に保管またはスチーム処理を行う

換気システムの導入またはドア・窓の開放により換気を定期的に行い、店舗内の二酸化炭素の濃度が800ppmを超えた場合、空気の取り込みを行ったり、あるいは、入店者数を減らしたりして、三密を避ける措置を取ることが必要です。

なお、コロナ感染症対策担当者1名が各店舗に配備され、衛生規定の遵守を徹底させ、監督機関との連絡を務めます。

フレンチデスク コンタクト

東京オフィス	パリデスク
ル ドゥサール・デヴィ (パリ弁護士会所属／東京弁護士会登録)	千田 多美 (パリ弁護士会所属)
今野ブデン 泰子 (パリ弁護士会所属)	c/o Altana 45 Rue de Tocqueville, 75017 Paris, France
TMI 総合法律事務所 〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階 Email : francelaw@tmi.gr.jp Tel : 03-6438-5511	Email : francelaw@tmi.gr.jp Tel : +33(0)1 7997 9723

本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としており、当事務所の法的アドバイスを提供するものではありません。本ニュースレターの受信者は、必要に応じて、弁護士のアドバイスをお受けいただけますよう、お願い申し上げます。